

ごみの出し方・仕分け方 中央市(田富・玉穂地区)



リサイクル品	アルミ缶 このマークのあるもの 	スチール缶 このマークのあるもの 	ペットボトル このマークのあるもの ・中を空にして水洗いする。 ・たばこの吸殻などの異物はいれない。 ・ペットボトルのラベル、ふたはその他プラスチックへ出す。また、缶類のふた等は燃えないごみに出す。 ・汚れの落ちないものは燃えるごみ、燃えないごみに分けて出す。	自治会の リサイクル置場 自治会で回収されたリサイクル品は回収量1kg当り5円の有価物回収報奨金が自治会に支払われます。 24時間リサイクルステーション
	びん類 茶色びん 無色びん その他びん 	・中を空にして水洗いする。 ・金属製のキャップは燃えないごみ プラスチック製はプラマークを確認し その他プラスチックに出す。 ・たばこの吸殻などの異物はいれない。 ・焼肉のたれのびんなど汚れが取れないもの、薬びん、化粧品 のびんは出せません。 ・びんは色ごとに分ける。		
	その他プラスチック このマークのあるもの 	・中を使い切り、空にする。 ・水洗いして、汚れがないものだけ。 ・汚れの取れないものは燃えるごみに出す。 ・プラマークの無いプラスチック製品は出せません。	【パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類、トレイ類】 【緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど】	
	紙類 新聞 本(雑誌、単行本、辞書など) チラシ ダンボール 紙パック ミックス紙 	・新聞・本(雑誌、単行本、辞書など)・チラシ・ダンボール・紙パックは必ず別々にしてひもで十文字にしっかり縛ること。 ・新聞も紙袋に入れず、必ずひもで縛る。 ・紙パックは洗って乾かして、ひもで縛る。 ・上記以外の紙はミックス紙として出す。 ・ミックス紙は紙袋、封筒等に入れて、口をテープやホチキスで閉じて出す。 ・ティッシュ、ステッカー、汚れた紙などは出せません。		
	使用済小型家電 家庭で使用する電池、AC電源で駆動する小型家電 		庁舎の回収ボックス	
	インクカートリッジ 全メーカー対応しています。 		24時間リサイクルステーション 庁舎の回収ボックス	
	廃食用油 ・植物油で菜種油・大豆油・コーン油・ごま油・紅花油・ひまわり油・サラダ油等常温で液体のもの。 ・牛脂・ラード等の動物油、パーム油、やし油等で固体のもの、鉱物油(エンジンオイル等)は出せません。		24時間リサイクルステーション	
	有害ごみ 蛍光灯 ・緩衝材、ダンボール包装等は必ず取って出してください。 ・割れたもの、蛍光灯以外の電球、LEDは出せません。 			
	乾電池 ・乾電池・ボタン電池など ・自動車、バイク用バッテリーは出せません。 			
	一般ごみ	燃える 	【生ごみ、紙おむつ、汚れた紙類、衣類、革・ゴム製品】 【木製品、プラマークの無いプラスチック製品など】 ・紙おむつは汚物を取り除く。 ・生ごみは水切りを十分行うこと。 ・ロープやホースなど長いものは50cm以内に切断すること。 ・燃えるごみの指定袋に入れて出す。	
燃えない 		【せともの、ガラス、化粧びん、汚れた缶(ふた)、なべ】 【スプレー缶、鏡、カミソリ、植木鉢、電球、ナイフ、針など】 ・金属製品、ガラス製品、磁器製品で必ず燃えないごみの指定袋に入れて出す。 ・家電製品のコードは50cm以内に切断して出す。 ・スプレー缶は中身を使い切って、火の気のない事を確認し風通しの良い屋外で2箇所以上穴を開けてガス抜きをする。	自治会の収集庫	
粗大ごみ	燃える (木製家具類(タンス、こたつ、机、食器棚本棚、テーブルなど)寝具類(布団、毛布じゅうたん、カーペットなど) ・大きいものは解体、切断する。 ・剪定枝等は長さ1m、直径10cm以内にする。 ・指定のごみ袋に入らない大きなごみだけ(袋に入るものは必ず一般ごみとして出す。) ・燃えるもの、燃えないものを必ず分別して出す。 ・家具など複合素材製品は金属類やガラスを取り外して出す。	燃えない (自転車、一輪車、ゴルフクラブ、スキー・スノーボードの板、ストック、電気毛布、電気カーペット、スチール机・棚ベットのマットレスなど) ・大きいものは解体、切断する。 ・コード、ひも類は50cm以内に切断して一般ごみに出す。	自治会の粗大ごみ置場 中巨摩地区広域事務組合清掃センターへ個人搬入する事も出来ます。詳細については中央市のホームページまたは電話にてご確認ください。	
	出せないもの 事業系のごみ・風呂おけ・ボイラー・便器・温水器・モーター ドラム缶・消火器・タイヤ・バッテリー・バイク及び部品・廃材 がれき・コンクリートブロック・瓦・金属製楽器・ピアノ・オルガン 農機具・農薬・農業用資材・農業用ビニール・医療廃棄物・薬品 ガスボンベ・機械油、塗料などが入った缶・洗面台・建築廃材 など 	家電リサイクル対象品目 『家電リサイクル法』により不用になったテレビ、エアコン 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を処分する 時はリサイクル料などの費用を負担して家電小売店 や指定取引業者に引き渡さなければなりません。 		